平成２６年（フ）第１３７９号
横浜市瀬谷区三ツ境165番地１　ヒルズ三ツ境209
債務者　山田　弘子
１　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
５　免責審尋期日　平成26年10月29日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字長野324番地
債務者　須藤　　貢
１　決定年月日時　平成26年９月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
５　免責審尋期日　平成26年10月30日午後１時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２６年（フ）第６４１号
東京都福生市加美平２丁目１番地２アンビシャス福生102号室
債務者　千葉　　治
１　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
５　免責審尋期日　平成26年10月30日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１３６２号
横浜市磯子区丸山１丁目６番１―204号
債務者　岡崎　裕美
１　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
５　免責審尋期日　平成26年10月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５７２号
東京都八王子市上壱分方町121番地１水越コーポ10号
債務者　加藤　博美
１　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
５　免責審尋期日　平成26年10月31日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５９１号
東京都府中市美好町３―34―９ハイツプラーニャ201、住民票上の住所東京都稲城市百村1204番地の15
債務者　平海　晃子
１　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
５　免責審尋期日　平成26年10月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６５２号
東京都八王子市本町36番12号本町ハイツ201号
債務者　佐久間瑞子
１　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
５　免責審尋期日　平成26年10月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２４５号
静岡県浜松市南区安松町12番地の３　Ｋハイツ Ｃ号
債務者　藤原　政俊
１　決定年月日時　平成26年９月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
５　免責審尋期日　平成26年10月31日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第２７４号
静岡県浜松市中区早出町1243番地の11　キャスティル久嶋101号、前住所静岡県浜松市中区茄子町９番地の５　ヒルズ茄子407号
債務者　河合ハル子
１　決定年月日時　平成26年９月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
５　免責審尋期日　平成26年10月31日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第２７５号
静岡県浜松市中区早出町1243番地の11　キャスティル久嶋101号、前住所静岡県浜松市中区茄子町９番地の５　ヒルズ茄子407号
債務者　河合　勝敏
１　決定年月日時　平成26年９月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
５　免責審尋期日　平成26年10月31日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第８４７号
札幌市中央区北７条西14丁目28番地25　朝日プラザ北７条Ａ棟309号
破産者　稲葉　茂暢
１　決定年月日　平成26年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８５５号
札幌市白石区本郷通２丁目北５番12号　第一丸栄ハイツ103号
破産者　和田　知洋
１　決定年月日　平成26年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３２号
青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字東村井13番地２　メープルの里ふじさき23号
破産者　米村　忠勝
１　決定年月日　平成26年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第３３号
青森県弘前市大字桔梗野１丁目10番地10
破産者　成田　純一
１　決定年月日　平成26年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第４０号
青森県弘前市大字平岡町88番地　ティガーハウス１号
破産者　木村　信也
１　決定年月日　平成26年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部